

除染の推進に向けた今後の展開

平成24年1月
環境省

新大綱策定会議(第11回)
資料第1-2号

		平成23年中	H24年1~3月	H24年度	H25年度
特措法 施行		政省令、ガイドライン策定	適切な運用		
国際 除染 地域	法定 計画 策定		詳細モニタリングの実施 特別地域内除染実施計画の検討・作成		
	モデル 事業		除染モデル実証事業	高線量地域を対象としたモデル事業	
	除染	自衛隊による除染(拠点となる役場)	除染の実施 (インフラ設備を先行的に実施)	本格除染の開始	除染の実施
	仮置 場		設置場所等の検討、自治体、住民の方々との調整	設置	搬入
	除染	地域指定	個別調査、計画策定、対象地域の検討、自治体、住民の方々との調整		放射線等汚染土壌等の搬入(随時)
市町 村 除染 地域	除染			放射線等汚染土壌等の搬入(随時)	
	仮置 場		設置場所等の検討、自治体、住民の方々との調整	設置	搬入
体制			福島環境再生事務所発足(60名超) (1月末には、本省及び実員で合計200名超)	人員の増強(200名超) (4月には、本省等と実員で合計400名超)	

I. 除染の進捗について

1. 除染の仕組みの整備

- 放射性物質汚染対処特措法は本年1月1日に完全施行。併せて関係政省令を整備。
 - ◇ 放射性物質汚染対処特措法施行令・施行規則を、昨年12月14日に公布。
 - ・ 廃棄物関係：指定廃棄物の指定基準、除染廃棄物の収集運搬基準、保管基準、最終処分基準等
 - ・ 除染関係：除染等の措置の基準、除去土壌の収集運搬基準及び保管基準等
 - ◇ 地域指定要件を定める省令についても、昨年12月14日に公布。本省令を踏まえ、昨年12月28日、除染特別地域として11市町村(4市町村は一部地域)、汚染状況重点調査地域として102市町村(4市町村は一部地域)を指定。

2. 「除染関係ガイドライン」・「廃棄物関係ガイドライン」公表等

- 上記の施行規則等を地方公共団体や除染実施者等に具体的かつわかりやすく説明するためのガイドラインを策定。
 - ・ 廃棄物関係：指定廃棄物の保管、除染廃棄物の保管、特定一般廃棄物等の維持管理基準・処理基準で構成。
 - ・ 除染関係：汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定方法、除染等の措置、除去土壌の収集・運搬、除去土

壤の保管で構成。

- ・ 除染等業務従事者関係：被ばく測定線量管理方法、内部被ばく防止措置、安全衛生管理体制等で構成。

3. 特措法の施行のための財政措置

- 特措法の施行等のための予算として、平成 23 年度第 3 次補正予算において 2,459 億円を措置。平成 24 年度当初予算においても 4,513 億円を計上。

4. 福島環境再生事務所の開設

- 迅速かつ円滑な除染の推進に向け、本年 1 月 1 日の放射性物質汚染対処特措法の完全施行と併せ、福島県に福島環境再生事務所を開設。

○除染特別地域（国が土壌等の除染等の措置等を実施する必要がある地域）

・指定対象

警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

・今回指定する地域

	市町村数	指定地域
福島県	11	檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域

○汚染状況重点調査地域（その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域）

・指定対象

放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域

・今回指定する地域

	市町村数	指定地域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	8	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町及び山元町の全域
福島県	40	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域を除く区域
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、銚田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	12	桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の全域
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域

千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
計	102	

○汚染廃棄物対策地域（国がその地域内にある廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要がある地域）

・指定対象

警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

・今回指定する地域

	市町村数	指定地域
福島県	11	檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域

Ⅱ. 国直轄の除染関連事業の進め方について

1. 除染実証モデル事業【平成 23 年 11 月～】

- 警戒区域等の高線量かつ長期間無人の地域における、①新技術も含めた有効な除染方法、②作業員の安全管理の進め方、③モニタリング方法、等の知見を集めることを目的として、警戒区域等において除染実証モデル事業を実施。

11月28日～ 大熊町（大熊町役場周辺）／12月4日～ 葛尾村（葛尾村役場周辺）
／12月7日～ 川内村（貝の坂地区）、田村市（地見城地区）、川俣町（坂下地区）
／12月16日～ 浪江町（津島地区）／12月17日～ 飯舘村（草野地区）

※ その他の地域についても準備が整ったところから随時除染作業開始

2. 先行除染事業【平成 23 年 12 月～】

- 本格的な除染事業を開始するにあたり、除染作業に必要な資機材の保管や作業員の休憩場所等として活用する役場やインフラ設備等の先行的除染事業を実施。

12月7日～12月19日：自衛隊による役場の除染

（檜葉町、富岡町、浪江町、飯舘村）

1月末～：環境省による役場周辺施設、インフラ設備等の除染

3. 本格除染事業【平成 24 年 3 月末～】

- 除染実施について市町村と協議を進めつつ、平成 24 年 3 月末を目途に、準備が整った警戒区域・計画的避難区域の 11 市町村において、国による本格的な除染事業を順次開始。

（準備に必要な事項）

- ◇ 法定計画や優先的に除染を実施する区域等について、市町村と協議
- ◇ 線量測定、除染対象となる土地・建物等の状況調査（関係人の同定含む）
- ◇ 仮置場の確保（住民等説明含む）
- ◇ 個々の土地・建物の所有者、管理者、住民等からの同意取得 等

警戒区域及び計画的避難区域における除染の実施状況



・除染モデル事業は、11月18日の大熊町役場を皮切りに、住民等との了解が得られた市町村から随時作業を開始。

・特措法に基づく本格除染は、1月末から、榎葉町の役場周辺(4万m²)の除染を開始予定。引き続き、他の市町村の役場周辺などの除染や仮置場の設置も速やかに行う。

Ⅲ. 非直轄地域の除染について

- 福島県内の25の市町村においては、既に除染に係る計画が策定されており、除染が順次開始されているところ。
- 他の市町村においても、法定の除染実施計画の策定に向け準備中。

※計画策定、関連調査及び除染作業にかかる経費等に対しては、国が費用を支出。